

くまもと県南フードバレー農産物高付加価値化緊急支援事業（くまもと県南  
フードバレー地域農産物活用拠点強化事業）補助金審査会設置・開催要領

（目的）

第1条 熊本県では、「熊本県地域未来投資基本計画」及び第2期熊本県地域未来投資基本計画（以下「基本計画」という。）の趣旨に鑑み、また、燃油・資材価格高騰の影響を受けている県南地域の農林畜水産業者、食品加工事業者等を支援するため、県南産食材や農林畜水産物加工品等の販路拡大・消費拡大等の取組みにより、生産性向上、収益改善を図る農林畜水産業者、食品加工事業者等の施設・設備投資に対し、補助金を交付するため、審査会を設置する。

（会議内容）

第2条 審査会は、前条の目的を達成するため、申請事業者が提出した補助金交付要望書等の事業計画内容の審査を行う。

（会議の組織及び任期）

第3条 審査会の議長及び委員は、別表の職にある者を以て構成する。

- 2 熊本県農林水産部食のみやこ推進局流通アグリビジネス課長は審査会を総括する。
- 3 議長が必要であると認める場合は、別表の構成員以外の者を委員に任命し審査会に参加させることができる。その場合の任期は、任命を受けた日からその年度の3月末日までとする。
- 4 審査会の事務局は、熊本県農林水産部食のみやこ推進局流通アグリビジネス課に置く。

（開催）

第4条 審査会は、必要に応じ議長の指示を受けて事務局が委員を召集する。なお、委員を招集しない場合は、委員が書面により事業計画内容の審査を行うことにより、審査会の開催に代えるものとする。

- 2 議長及び委員（以下「議長等」という。）は別紙審査票の基準により事業計画内容の審査を行うこととする。
- 3 審査会は前項の審査を基に採択に適した事業計画を審議する。ただし、各審査員の総合得点の平均が60点に達しないものは採択対象としない。

（代理出席）

第5条 議長等が審査会に出席できない場合は、議長等と同程度の知識と見識を有する者を代理として出席させることができる。

（秘密保持）

第6条 議長等及び事務局員は、職務上知り得た秘密を他に開示・漏洩してはならない。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年（2026年）3月31日から施行する。

(別 表)

職名	所属・役職
議 長	熊本県農林水産部食のみやこ推進局流通アグリビジネス課 課長
委 員	熊本県農林水産部食のみやこ推進局流通アグリビジネス課 審議員
委 員	熊本県農林水産部食のみやこ推進局流通アグリビジネス課 課長補佐
委 員	熊本県農業研究センターアグリシステム総合研究所 所長
委 員	熊本県農林水産部生産経営局農業技術課 主幹
委 員	熊本県県南広域本部振興課 課長